



AUSTRALIAN COMPETITION
& CONSUMER COMMISSION

ベビー用品および保育用品

オーストラリアの義務的安全基準

2018年11月

オーストラリアに（オンラインまたは店頭で）供給されるベビー用品および保育用品の製造、輸入、卸売または小売を行っている方は、該当するオーストラリアの義務的安全基準を順守しなければなりません。基準に適合しないベビー用品および保育用品をオーストラリアの消費者に供給または販売することは違法です。

自動車用チャイルドシート

チャイルドシートは、車内で子供を固定し、交通事故発生時の傷害や死亡のリスクを低減するために使用されます。

オーストラリアの基準には、8種類のチャイルドシートが列記されています。これらには、以下のものが含まれます。

- タイプA:後向きまたは横向きに設置されるハーネス付き拘束装置（このタイプには8種類のバリエーションがあります）
- タイプB:約6ヶ月～4歳児用のハーネス付き前向き椅子
- タイプC:椅子なしで、ブースターシートとともに使用される前向きハーネス（この我タイプには2つのバリエーションがあります）
- タイプD:約6ヶ月～4歳児用のハーネス付き後向きシート
- タイプE:ラップサッシュシートベルトと併用される身長128cm未満の子ども用ブースターシート
- タイプF:ラップサッシュシートベルトと併用される身長138cm未満の子ども用ブースターシート
- タイプG:約6ヶ月～8歳の小児用ハーネス付き前向きシート
- タイプH:ブースターシートとともに、またはブースターを使用せずにシートベルトとともに使用されるコンバーター。

組み合わせタイプ:チャイルドシートは、上記のタイプを次のように組み合わせることもできます。

- タイプAB
- タイプBE

障害のある子どもを対象としたチャイルドシートや既に車に搭載されている装備は、義務的安全基準の対象ではありません。

ラベル

警告ラベルは、すべてのチャイルドシートに恒久的かつ読みやすく表示しなければなりません。義務的安全基準には、特定のタイプのシートに関してさらに必要な警告ならびに警告のサイズ、文言および形式に関する詳しい情報が収載されています。

すべてのチャイルドシートおよびチャイルドシートの包装には、以下の警告を表示しなければなりません。

- use the restraint exactly as shown in the instructions
- supervision of children is needed because they may be able to undo buckles
- **WARNING: DO NOT LEAVE CHILDREN UNATTENDED IN THE CAR**
- do not alter or modify this restraint
- repairs must only be done by the manufacturer or agent

- do not allow the restraint to come into contact with polishes, oils, bleach and other chemicals
- destroy the restraint if it has been in a severe crash, even if no damage is visible.

説明書

幼児拘束装置の設置、使用、メンテナンスの説明書は幼児拘束装置に添付された小冊子または用紙でなければなりません。小冊子または用紙は取り外せるか、またはチャイルドシートの一部としてポケットに設置する必要があります。タイプCの拘束装置の場合、小冊子または用紙はチャイルドシートと一緒に包装されていなければなりません。

その他の重要な要件

- 自動車事故で子どもの頭部が前方向に揺れるのを軽減するためには、上部テザーストラップが必要です。
- 前向きのチャイルドシートは、最低5点式のハーネスが付いたダブルクローチストラップを備えていなければなりません。
- ハーネスには1点式調整装置が必要です。
- ハーネスのアジャスターは自己ロック式でなければなりません。
- ハーネスは、クイックリリースバックルを備えていなければなりません。
- カバーおよびライナーは、以下の要件を満たす必要があります。
 - 子どもにとって有害な可能性があるポリスチレンを覆うこと
 - ハーネスが簡単にねじれたり、絡まったりしないようにすること
- その他の部品および付属品は、以下の要件を満たす必要があります。
 - 子どもの手の届く場所にある場合には、頑丈で外れることができなく、鋭利または有害でないこと
 - 幼児拘束装置が別の車の座席と互換性を有するように、固定システムに関するサイズおよび寸法要件が存在すること。
- コンポーネントは、通常の摩耗に耐えるだけの耐久性がなければなりません。
- ベルトの末端は、ほつれてはなりません。
- 供給業者は、前面、側面、後面および反転シミュレーション衝撃試験を実施する必要があります。

家庭向け小児用ベッド

家庭向け小児用ベッドとして典型的に挙げられるのは、薄板または隙間を埋める棒が側面と端部に使用されている、長方形の乳児または新生児向けベッドです。また、幼児用ベッドに変わる家庭向け小児用ベッドも、家庭向け小児用ベッドに含まれます。このタイプの小児用ベッドが小児用ベッドとして機能するように作られている場合には、本義務的基準に適合しなければなりません。

アンティークまたはコレクションの対象となる小児用ベッドは、本義務的基準の対象ではありません。

ラベル

家庭向け小児用ベッドには、安全な組立、使用および推奨されるマットレスサイズについての情報を表示しなければなりません。

供給業者は、組立に関する情報を以下のものに記載しなければなりません。

- 家庭向け小児用ベッドに付いている説明書
- 家庭向け小児用ベッドに取り付けられたタグまたはラベル
- 家庭向け小児用ベッドの外装
- 家庭向け小児用ベッド本体

ベッドのマットレス下部には、以下の情報を記載した、読みやすくして耐久性がある明瞭な表示を付さなければなりません。

- 供給業者および製造年月
- 推奨されるマットレスのサイズと厚さ
- 家庭向け小児用ベッドに調節可能なベースを使用することが推奨されること（この特徴を有する家庭向け小児用ベッドの場合）

アンティークまたはコレクションの対象となる家庭向け小児用ベッドについては、供給業者は子どもをベッドに入れることは安全でない旨を記載した法定の証明書を添付しなければなりません。家庭向け小児用ベッドには、次の警告ラベル（原寸大ではありません。）を有する固定金属板2枚を取り付ける必要もあります。



その他の重要な要件

- 家庭向け小児用ベッドは、衝撃、強度、荷重、耐久性および安定性に関する要件を満たさなければなりません。
- 本義務的基準では、ベース固定式の家庭向け小児用ベッドまたは最大2つのベース位置を有する家庭向け小児用ベッドについて、デザインおよび構造要件の概要を定めています。これには、以下の最小距離およびサイズ要件が含まれます。
 - 上方または下方のベース位置に関して、マットレスベースの最上部および最も低い家庭向け小児用ベッド側面の最上端
 - 薄板および隙間を埋める棒
 - 家庭向け小児用ベッドのマットレス
 - 足またはつま先を載せるところ（子どもが立ち上がるために、足またはつま先を着くことができる）
 - 危険な隙間
- 中古の家庭向け小児用ベッドにも、新品の家庭向け小児用ベッドと同一のデザインおよび構造要件が適用されます。ただし、以下の3つの例外があります。
 - 突起は8mm以下でなければなりません。
 - 95mmを超える隙間があってはなりません。30～50mmの隙間を禁ずる要件はありません。
 - 情報提供用のラベルおよび安全表示に関する要件はありません。

折り畳み式小児用ベッド

折り畳み式小児用ベッドとは、寝るために使用することができ、かつ使用しない場合には折り畳むことができる囲いです。床が付いているベビーサークルと呼ばれる物品がこれに含まれ、親および介護者のみが、乳児が一時的に寝る場所を提供する目的で使用すべきです。

折り畳み式小児用ベッドには、ベースの一部を形成する固定されたマットレスまたは取り外し可能な別個のマットレスのうち何れかが付属します。

ラベル

使用者がベッドを設置した際に警告ラベルを見ることができるよう、恒久的で目立つ、読みやすい警告ラベルをベッドの内側に付さなければなりません。ラベルには、以下のことが記載されていなければなりません。

- 組立およびロック手順の説明
- 小児用ベッドが正しく組み立てられていることおよびロック装置が完全に掛かっていることを、使用ごとに事前に確認することを促す警告
- 指定された寸法のマットレスのみを使用する警告または製品と共に提供されたマットレスのみを使用する警告（何れも可）
- 窒息の原因となることがあるため、余分なマットレスを追加しないように指示する警告。

その他の重要な要件

- 子どもの顔の輪郭に合わせて形状を変化させることがないように、マットレスならびにすべてのパッドおよびクッション素材は十分に堅くなければなりません。
- ベースは、マットレスをしっかりと平坦に支えるように設計されているか、またはマットレスを組み込む必要があります。
- マットレスは、小児用ベッドのすべての側面に触れ、ぴったりとフィットしなければなりません。
- 折り畳み式小児用ベッドは、構造上膨らませることができないマットレスまたはその他の部品を内部に含んではなりません。手動で膨らませるマットレスと自動で膨らむマットレスは何れも認められません。
- 最小の高さ寸法値は、折り畳み式小児用ベッドの側面および端部ならびに足掛けとして使用される可能性がある機構の位置に適用されます。
- 最小寸法値は、マットレスが存在する状態および存在しない状態での上方および下方両位置にある折り畳み式小児用ベッドの深さにも適用されます。
- 最小寸法値は足を載せるところにも適用されます。
- すべてのロック装置は以下の要件を満たさなければなりません。
 - 明確かつ明瞭なロック位置を有していること
 - ベッド内にいる子どもがロック機構を開けたり、作動させたりできないように設計されていること

ベビーウォーカー

ベビーウォーカーとは、次のような機器です。

- 車輪の上にフレームが付いている
- 歩き始める前の子どもを、フレームの中で、地面に足が触れた状態で支えるように設計されている
- 子どもの動きに合わせて前進するように設計されている。

ベビージャンパーや定置型の乳幼児用アクティビティセンターは、本義務的基準の対象ではありません。

ラベル

ベビーウォーカーには、次のような警告ラベルを恒久的に貼付しなければなりません。

- 対照的な色で
- 恒久的
- 目立つ
- sans serif style フォントで
- 安全警告マークが付いている。

ベビーウォーカーには、次の警告ラベル（原寸大ではありません。）を貼付しなければなりません。



注意: このラベルでは、「WARNING」の背景をオレンジ色にすることは必須ではありません。



注: 「even when using parking brake」という文言は、パーキングブレーキ付きのベビーウォーカーの場合にのみ必要です。

具体的なサイズおよび色の要件については、義務的基準を参照してください。

ウォーカーには、以下の警告ラベルも表示する必要があります。

- Use only on flat surfaces free of objects that could cause the walker to tip over.
- To avoid burns, keep the child away from hot liquids, ranges, radiators, space heaters, fireplaces, etc.
- ブレーキ付きベビーウォーカーの場合:
 - Warning: Parking brake use does not totally prevent walker movement. Always keep child in view when in the walker, even when using the parking brakes (only for baby walkers equipped with a parking brake).

その他の重要な要件

ベビーウォーカーは、段差や階段を転げ落ちないようにするブレーキ機構を備えていなければならず、次のことを検査する必要があります。

- 耐転倒性
- ブレーキおよび停止機構の有効性

乳母車・ベビーカー

乳母車とは、主として完全に仰向けになった姿勢で、体重9kg以下の赤ちゃんまたは子どもを運ぶように設計されたボックス型またはポート型の車両です。

ベビーカーは、座った状態で子どもを運ぶように設計された車両であり、リクライニングした位置または仰向けの位置に調整することが可能です。三輪車のような別の製品から変換し、または別の製品に変換することができるベビーカーも、ベビーカーに含まれます。

乳母車/ベビーカー兼用車両は、義務的基準の適用対象となります。

ラベル

乳母車およびベビーカーには、目立つ位置に、次の注意書きを恒久的かつ目立つように表示しなければなりません（原寸大ではありません。）。

WARNING

FOLLOW THE MANUFACTURER'S INSTRUCTIONS

PUT ON ALL THE BRAKES WHENEVER YOU PARK THE PRAM/STROLLER*

DO NOT LEAVE THE CHILD UNATTENDED

DO NOT CARRY EXTRA CHILDREN OR BAGS ON THIS PRAM/STROLLER*

MAKE SURE CHILDREN ARE CLEAR OF ANY MOVING PARTS IF YOU ADJUST THE PRAM/STROLLER, OTHERWISE THEY MAY BE INJURED.

* 適宜、'pram'または'stroller'のいずれかの用語を使用してください。

テザーストラップには、次の警告（原寸大ではありません。）を恒久的かつ目立つように表示しなければなりません。

WARNING

USE THIS STRAP TO STOP THE PRAM/STROLLER* ROLLING AWAY

* 適宜、'pram'または'stroller'のいずれかの用語を使用してください。

乳母車およびベビーカーにも、恒久的かつ目立つように以下の事項を表示しなければなりません。

- 製造業者、輸入業者または供給業者のオーストラリアおよびニュージーランドにおける登録商号および住所
- 乳母車およびベビーカーの型式名または型式番号

ベビーカーのハーネスには、次の警告ラベル（原寸大ではありません。）を恒久的かつ目立つように表示しなければなりません。

WARNING

USE THIS HARNESS AT ALL TIMES

水平方向に対して130°を超える角度にリクライニングするように調節できない背もたれを有する非リクライニング型ベビーカーには、次の警告（原寸大ではありません。）を追加して恒久的かつ目立つように表示しなければなりません。

WARNING

NOT RECOMMENDED FOR A CHILD UNDER 6 MONTHS OLD

その他の重要な要件

乳母車・ベビーカー

- 乳母車およびベビーカーは、ベビーカーまたは乳母車の動きを制限する駐車装置を1つ以上備えていなければなりません。
- 駐車装置のリリース機構は、乳母車やベビーカーの中で子どもが適切に拘束装置を着用しているときに、子どもが容易に触れることができないように配置されなければなりません。
- アクチュエータ（駐車機構を 작동させるために使用される駐車装置の一部）は赤色でなければならず、周囲のフレームおよび成形品は対照的な色でなければなりません。
- 乳母車およびベビーカーには、適切なテザーストラップを設けなければなりません。テザーストラップは、車両内外にいる乳児の首を絞める危険性を低減するように設計されている必要があります。

ベビーカーのみ

- 安全ハーネス、ウエストストラップ、クロッチストラップおよびヘッドバリアには設計および構造要件が適用されます。
- ヘッドバリアには、特有の試験要件があります。

詳細については、本義務的基準を参照してください。

乳児用ダミーおよびダミーチェーン

乳児用ダミーは、おしゃぶりと呼ばれ、乳児がしゃぶる乳首状のものを含む、乳児の非栄養的な吸乳欲求を満たすことを目的とします。

ダミーチェーンは、ピン、リボン、ストリング、コード、鎖、より糸、レザー、糸、または乳児用ダミーに取り付けられるように設計されたその他の類似の物品を含みます。

未熟児用ダミーまたは治療用ダミーで、医学的な監督または指示の下で使用されるものは、義務的基準の対象ではありません。

ラベル

ダミーは、密封されたパックに入れて清潔な状態で販売しなければならず、以下の警告ラベルおよび指示（原寸大ではありません。）を添付しなければなりません。

WARNING

A torn or broken dummy poses a choking hazard. Inspect carefully before each use. Pull the teat in all directions. Throw away at the first sign of damage or weakness.

A cord or ribbon attached to a dummy poses a strangulation hazard. Do not attach a dummy to your child's clothing.



警告の注意書きは、明確に判読可能でなければならず、次の要件を満たさなければなりません。

- 文字の高さが2.5mm以上であること
- WARNING（警告）という単語を太字で別の行に含めること
- ダミーを使用する前に損傷や劣化の有無を検査することおよびコードまたはリボンが付いたダミーに付随する子どもの首を絞める危険性についての情報が含まれること

その他の重要な要件

乳児用ダミー

- すべての構成要素には、怪我の原因となり得る鋭い角があってはなりません。
- ダミーのシールドは、赤ちゃんの口の中に完全に収まらないサイズでなければなりません。
- シールドには、一定の大きさの換気穴が2つ以上あり、ダミーが口腔内に詰まった場合に乳児が息を吸うことができるようにしなければなりません。
- 乳首は滑らかでなければならず、細菌が増殖して感染を引き起こす可能性があるため、乳首の内部に液体が漏れたり、充満しないようにしなければなりません。
- リングやハンドルは、安全でなければならず、シールドから外れたり、分解したりしてはなりません。
- 赤ちゃんの口の中に詰まった場合に成人の介護者がダミーを簡単に取り出せるように、リングやハンドルは握ることができなければなりません。
- ダミーのシールドの吸引側に印刷したり、ダミーのいずれの部分にも接着性ステッカーを貼ったりしてはなりません。
- ダミーの調整や試験中に装飾が剥がれてはなりません。
- ダミーが強度、耐久性およびサイズの要件を満たしていることを確認するために、引張試験および遮蔽試験を実施する必要があります。試験を実施した際に、ダミーの一部が剥離したり、引き裂かれたり、破裂または破損したりしてはなりません。

ダミーチェーン

- 首を絞める危険がないように、ダミーチェーンの最大長は220mmでなければなりません。
- 試験を実施した際に、ダミーチェーンのどの部分も破損したり、避けたり、または分離したりしてはなりません。
- 衣服のファスナー（ダミーチェーンをベビー服に取り付けるもの）は、ファスナーの顎部分を繰り返し開閉する試験中に破損したり、裂けたり、分離したりしてはなりません。
- 接着性ステッカーおよびラベルをダミーチェーンに貼付してはなりません。

ベビーバス補助器具

ベビーバス補助器具は、入浴中の赤ちゃんを支えるように設計されています。

デザインは様々であり、以下のようなものが含まれます。

- 浴室用の椅子
- 揺りかご
- ハンモック
- リクライニング装置
- 支持物
- 浮き輪

ベビー浴槽の付属品である支持物またはベビー浴槽と一体化した支持物。

ラベル

ベビーバス補助器具

ベビーバス補助器具には、次の警告表記（原寸大ではありません。）を恒久的に表示しなければなりません。



表記には、以下を含める必要があります。

- 大文字で高さが10mm以上のWARNINGという単語
- 大文字で高さが5mm以上のDROWNED、NOT、ALWAYSおよびNEVERという単語
- 小文字の高さは2.5mm以上でなければなりません
- 警告表記の文字の左右すぐ横に配置された2つの安全警告記号三角形は、次のようにしなければなりません。
 - 正三角形（全辺の長さが等しく、30mm以上）であること
 - 内部に感嘆符が記されており、高さが13ミリメートル以上であること
 - 文字、三角形および感嘆符は、警告文の背景と対照的な色にしなければなりません。

警告は、以下の条件を満たさなければなりません。

- ベビーバス補助器具に恒久的に固定されていること
- ベビーバス補助器具上の見やすい場所にあること
- 赤ちゃんがベビーバス補助器具に入っているときにはつきりと見えること

包装の上

包装を通して明確に判読でき、かつ包装が無色透明である場合は、ベビーバス補助器具の包装上に安全に関する警告を表示する必要はありません。



試験

義務的基準の対象となる製品の供給業者は、製品が義務的基準に適合していることを確認するために、専門の実験室を使用して製品の試験を実施するように努めてください。

[製品試験](#)の詳細については、Product Safety Australiaのウェブサイトをご覧ください。

消費者保証

オーストラリア市場に供給しているすべての業者は、オーストラリア国内に所在するかどうかに関わらず、オーストラリアの取引法に従わなければなりません。商品に欠陥がある場合、商品が安全でない場合、または所期の機能もしくは外観を有しない場合には、供給業者は、消費者に修理、交換または返金を行わなければなりません。これらの法律はオーストラリア消費者法（2010年競争および消費者法の付属書類2に含まれる）の一部を構成しています。

詳細については、オーストラリア競争・消費者委員会のウェブサイト www.accc.gov.au/consumerrights をご覧ください。

詳細

供給業者は、全てのコンプライアンス要件を把握するために、該当する義務的基準および自主的基準を読む必要があります。

本義務的基準は、オーストラリア、オーストラリアおよびニュージーランド、アメリカおよび/またはヨーロッパの自主的基準の条項を基礎としています。自主的基準は [SAI Global](#) から入手できます。

製品	義務的基準	自主的基準
自動車用チャイルドシート	Consumer Protection Notice No.3 of 2014	AS/NZS 1754 (2004, 2010 and 2013 versions)
家庭向け小児用ベッド	Consumer Protection Notice No.6 of 2005	AS/NZS 2172:2003 AS 8124.7-2003
折り畳み式小児用ベッド	Consumer Protection Notice No.4 of 2008	AS/NZS 2195:1999
ベビーウォーカー	Consumer Protection Notice No.1 of 2013	ASTM F977-12
乳母車・ベビーカー	Consumer Protection Notice No.8 of 2007	AS/NZS 2088:2000
乳児用ダミー、ダミーチェーン*	Consumer Goods (Babies' Dummies and Dummy Chains) Safety Standard 2017	AS 2432:2015 EN 1400:2013+A1:2014 EN 12586:2007+A1:2011
ベビーバス補助器具	Consumer Goods (Baby Bath Aids) Safety Standard 2017	ASTM F1967-13

* 新しい義務的基準への切り替えを容易にするために、現在、義務的基準には移行期間が設けられています。供給業者は、2019年6月30日まで、新しい義務的基準または2011年消費者保護告示第33号の要件の何れを順守するかを選択することができます。2019年7月1日以降は、供給業者は「消費財（ベビーダミーおよびダミーチェーン）安全基準2017年版」のみを順守する必要があります。

ウェブサイトをご覧ください：www.productsafety.gov.au

ソーシャルメディアをフォローしてください：

